

事務連絡  
令和3年12月27日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男

総合評価落札方式における賃上げを実施する  
企業に対する加点措置について（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、別添のとおり、令和4年4月以降に契約を締結する総合評価落札方式による全ての調達について、新たに賃上げに関する評価項目を設け、賃上げ実施企業に対して加算点または技術点の加点を行うこととしました。

本措置については、今後、各地方整備局等より関係業界に対して順次説明がなされることになっていますが、取り急ぎ、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上

（添付資料）

別添1 国土交通省通知文

別添2 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置概要

【担当】事業部 堤  
TEL : 03-3551-9396  
FAX : 03-3555-3218  
E-mail : [jigyo@zenken-net.or.jp](mailto:jigyo@zenken-net.or.jp)